

事業主 殿

日本産業機械工業厚生年金基金  
理事長 有光 幸紀

代行返上（将来返上）の認可申請のご報告  
および将来返上による事務の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、基金だよりおよび説明会等でご案内のとおり、当基金は現在、代行返上へ向けた準備を進めておりますが、去る2月18日に開催されました第97回代議員会において、第一段階である「将来返上」（認可日以降の厚生年金保険の代行給付を返上すること）の認可申請を行うことについて正式に決議されましたので、2月27日に厚生労働大臣あて「将来返上」の認可申請を行いましたことをご報告申し上げます。（認可取得は4月1日の見込みです。）

事業主の皆様におかれましては、加入員の皆様へのご説明および同意書のとりまとめにつきまして、多大なるご尽力をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

今後とも、当基金の事業運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、将来返上認可後は、掛金率およびご提出いただく届書等、下記のとおり事務の変更がございますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、事務の変更の詳細につきましては、年金委員・事務担当者あてにご案内いたします。

敬具

記

1. 掛金・保険料について

認可予定月である4月分掛金（5月納付分）より、当基金の掛金率が3.7%（免除保険料相当）下がるとともに、日本年金機構（年金事務所）へ納める厚生年金保険料が同率引き上がります。

また、当基金の事務費掛金率を4月分掛金（5月納付分）より、2.0%から0.5%引き下げ、1.5%といたします。

2. ご提出いただく届書について

将来返上後は、免除保険料相当額の納付先が日本年金機構（年金事務所）に変わりますので、4月以後の加入員期間について、当基金へのご提出が不要となる届書および新たにご提出が必要となる届書があります。

①当基金へのご提出が不要となる届書（年金事務所・健康保険組合へはご提出が必要です。）

育児休業等取得者申出書、育児休業等取得者終了届

産前産後休業取得者申出書、産前産後休業取得者変更（終了）届

②新たにご提出が必要となる届書

養育期間標準報酬月額特例申出書、養育期間標準報酬月額特例終了届

※①以外の届書（資格取得届・資格喪失届・月額変更届・算定基礎届・賞与支払届等）は、将来返上後も基金独自の上乗せ給付があるため、これまで通りご提出いただきますようお願い申し上げます。

以上

年金委員 殿  
事務担当者

日本産業機械工業厚生年金基金

代行返上（将来返上）の認可申請のご報告  
および将来返上による事務の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、基金だよりおよび説明会等でご案内のとおり、当基金は現在、代行返上へ向けた準備を進めておりますが、去る2月18日に開催されました第97回代議員会において、第一段階である「将来返上」（認可日以降の厚生年金保険の代行給付を返上すること）の認可申請を行うことについて正式に決議されましたので、2月27日に厚生労働大臣あて「将来返上」の認可申請を行いましたことをご報告申し上げます。（認可取得は4月1日の見込みです。）

年金委員および事務ご担当の皆様におかれましては、加入員の皆様へのご説明および同意書のとりまとめにつきまして、多大なるご尽力をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

今後とも、当基金の事業運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、将来返上認可後は、掛金率およびご提出いただく届書等、下記のとおり事務の変更がございますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、事務の変更の詳細につきましては、別添の資料をご高覧ください。

敬具

記

1. 掛金・保険料について

認可予定月である4月分掛金（5月納付分）より、当基金の掛金率が3.7%（免除保険料相当）下がるとともに、日本年金機構（年金事務所）へ納める厚生年金保険料が同率引き上がります。

また、当基金の事務費掛金率を4月分掛金（5月納付分）より、2.0%から0.5%引き下げ、1.5%といたします。

（4月分以後の「標準給与月額及び保険料・掛金負担額表」を同封いたしました。）

2. ご提出いただく届書について

将来返上後は、免除保険料相当額の納付先が日本年金機構（年金事務所）に変わりますので、4月以後の加入員期間について、当基金へのご提出が不要となる届書および新たにご提出が必要となる届書があります。

①当基金へのご提出が不要となる届書（年金事務所・健康保険組合へはご提出が必要です。）

育児休業等取得者申出書、育児休業等取得者終了届

産前産後休業取得者申出書、産前産後休業取得者変更(終了)届

②新たにご提出が必要となる届書

養育期間標準報酬月額特例申出書、養育期間標準報酬月額特例終了届

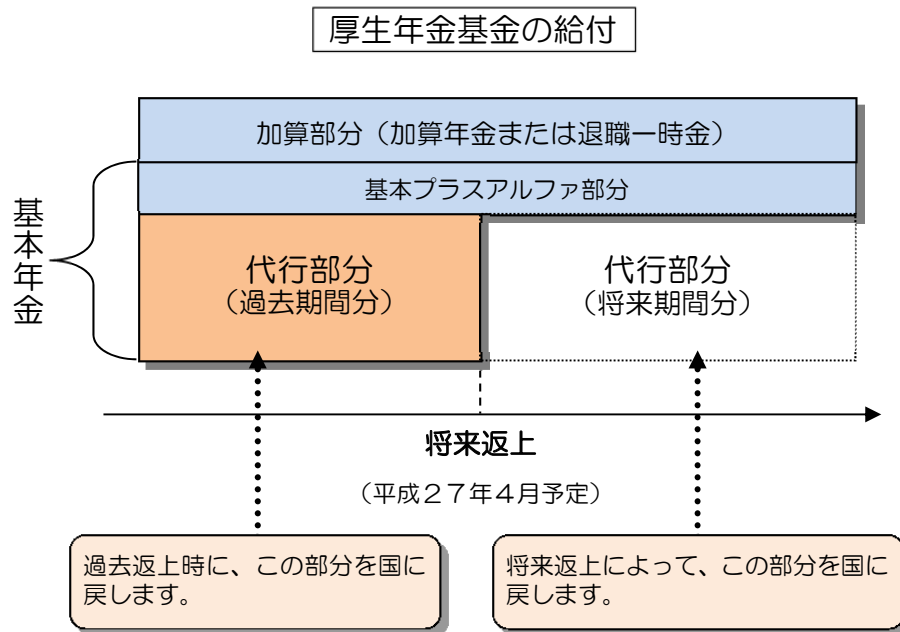
※①以外の届書（資格取得届・資格喪失届・月額変更届・算定基礎届・賞与支払届等）は、将来返上後も基金独自の上乗せ給付があるため、これまで通りご提出いただきますようお願い申し上げます。

以上

# 1. 将来返上について

将来返上とは、厚生労働大臣の認可を受けることにより、当該認可日以後の加入員期間に係る代行部分の支給義務および免除保険料の納付先を、基金から国に戻すことをいいます。

将来返上の認可を受けることにより、代行返上（過去返上）の認可申請の条件となる記録整備の対象期間を将来返上の認可日までに区切ることができ、過去返上に向けた準備を円滑に進めることが可能となります。



当基金の支給する年金は大きく分けて以下の2つに分かれます。

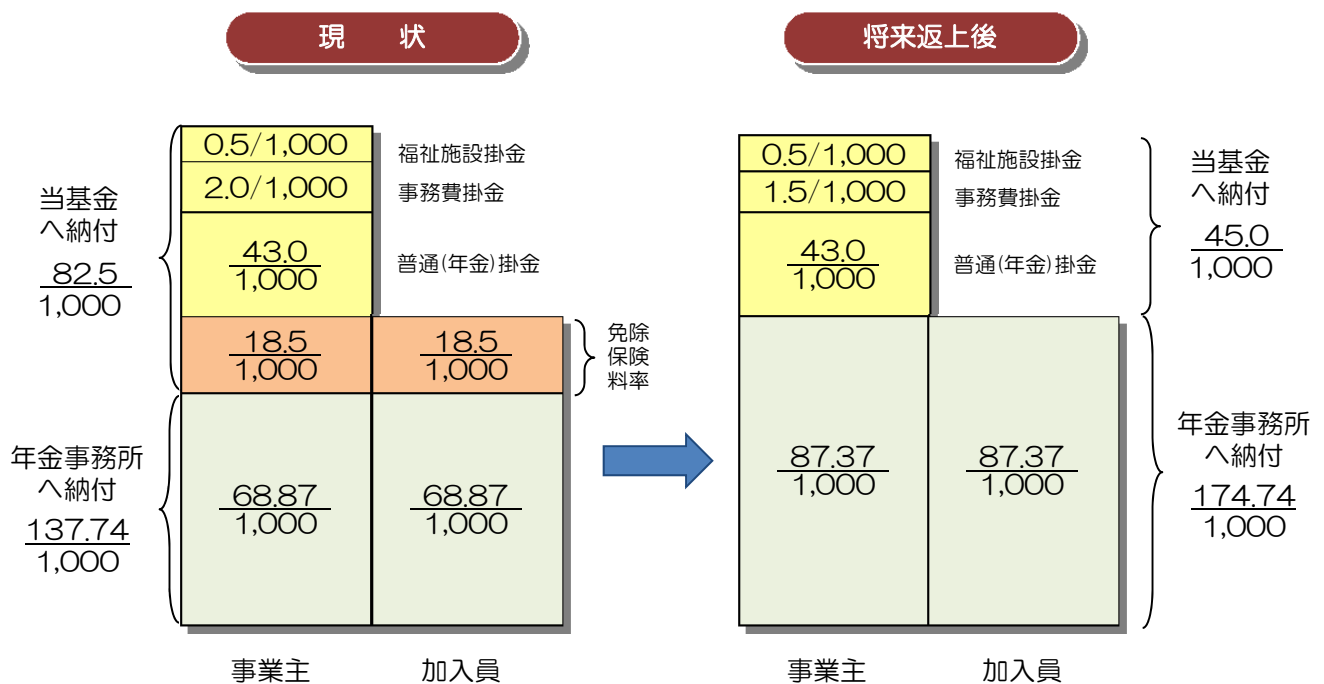
- 基本年金：国の厚生年金保険の報酬比例部分（賃金再評価・物価スライドを除く）を代行する代行部分と、国の給付より厚くするための上乗せ部分（基本プラスアルファ部分）から構成されています。
- 加算年金：厚生年金基金が独自に設定し、基本年金に上乗せ支給される年金です。当基金の加算年金は、加算適用加入員期間が15年以上の方に支給しております。（加算適用加入員期間が3年以上15年未満の方には、退職一時金を支給します。）

## 2. 将来返上による事務の変更について

### 【掛金・保険料について】

- 将来返上後は、免除保険料（37%）を当基金ではなく、年金事務所に納めることとなります。  
将来返上の認可予定月である平成27年4月分掛金（5月納付分）より変更されます。（平成27年4月分以降の免除保険料相当額は、年金事務所から納入告知されます。）
- 掛金の一部（免除保険料相当額）の納付先が変わりますので、当基金の普通（年金）掛金率が37%下がり、厚生年金保険料が同率引き上がります。
- 加入員の皆様の給与明細に、当基金掛金と厚生年金保険料を分けて記載されている場合は、表示を変更する必要があります。
- 当基金の事務費掛金率（事業主様ご負担）を2.0%から0.5%引き下げ、1.5%といたします。

### 〈掛金率・保険料率イメージ図（加算適用加入員および65歳未満の加入員）〉



### 【当基金へのご提出が不要となる届書について】

- 免除保険料相当額の納付先が年金事務所に変わるため、将来返上の認可月（平成27年4月予定）以後の加入員期間に係る育児休業・産前産後休業についての当基金への届出が不要となります。  
（年金事務所・健康保険組合へは、これまでどおりご提出が必要です。）  
  
◆不要となる届書◆ 育児休業等取得者申出書  
育児休業等取得者終了届  
産前産後休業取得者申出書  
産前産後休業取得者変更（終了）届
- 平成27年3月31日以前から4月以降も継続して休業されている加入員につきましては、当基金において、将来返上認可日の前日付で終了処理を行います。（終了届のご提出は不要です。）
- 平成27年3月31日以前の休業開始・休業終了については、必ず該当の届書をご提出ください。（4月以後もご提出いただけます。）
- 「育児休業等終了時報酬標準給与月額変更届」については、4月以後も引き続きご提出ください。

### 【新たにご提出が必要となる届書について】

- 将来返上の認可月（平成27年4月予定）以後は、3歳未満の子を養育する加入員に係る養育期間中の報酬標準給与月額特例措置についての当基金への届出が必要となります。  
  
◆新たに必要となる届書◆ 養育期間標準報酬月額特例申出書  
養育期間標準報酬月額特例終了届  
  
※年金事務所への届書のコピーに、事業主印を押印のうえご提出ください。  
※戸籍・住民票等の添付書類はご提出不要です。（年金事務所へのみご提出ください。）
- これまで、養育期間報酬月額特例措置については、日本年金機構（年金事務所）へのみ届書をご提出いただいておりますが、当基金は日本年金機構から回付される特例措置情報により、当基金の報酬標準給与月額についても日本年金機構と同様の特例措置を適用しておりましたが、将来返上後は、日本年金機構から、特例措置情報が回付されなくなります。
- 将来返上後は、当基金において特例措置を適用した報酬標準給与月額を用いて計算する給付は、基本プラスアルファ部分のみとなります。（加算年金の計算に用いる報酬標準給与月額には特例措置を適用しておりません。）

### 3. 将来返上によるその他のご留意事項について

#### 【厚生年金基金脱退通知書について】

- 将来返上の認可後、管轄の年金事務所より「厚生年金基金脱退通知書」が送付されますが、将来返上の認可月以降の保険料率等が、基金に加入しない事業所と同じ取扱になることを、国としてお知らせするものです。  
貴事業所が基金から脱退したことの通知ではないため、ご留意ください。

#### 【加入員の皆様への影響】

- 加入員の皆様については、将来返上による影響は特にございません。  
ただし、加入員負担分の掛金の納付先が、基金から年金事務所へと変わるため、給与明細上の表示を変更していただくことにより、加入員の皆様からその点についてのご照会があると思われれます。（加入員負担分の掛金・厚生年金保険料の合計額は変わりません。）

#### 【年金受給権者の皆様への影響】

- すでに退職されている年金受給者の皆様の年金につきましては、将来返上後も、代行部分、上乘せ部分（基本プラスアルファ部分と加算年金）ともに、過去返上するまでは、これまで通り当基金からお支払いすることとなります。
- 将来返上認可日以後のご在職期間（当基金の加入員期間）がある年金受給権者の方が、将来返上認可日以後に年金額の裁定および改定を行う場合、将来返上認可日以後の加入員期間についての代行部分の支給義務は国へ返上されますので、当該期間について当基金からお支払いする給付は、基本プラスアルファ部分と加算部分のみとなります。  
当該期間における代行部分の支払元が変わるだけであり、国と当基金の年金額の総額は変わりません。  
また、加算部分（加算年金または退職一時金）の額は、過去返上までは、これまでと同じ計算によりお支払いしますので、将来返上による変更はありません。
- 過去返上認可後、代行部分（将来返上認可日前の過去期間分）の支給義務は国へ返上され、国から受給権者の皆様にお支払いすることとなります。  
その際、支給要件や支給停止の要件は国と同じになります。
- 過去返上にあわせて、年金制度を安定的に維持することを目的に、上乘せ給付（基本プラスアルファ部分と加算年金）の見直しを予定しております。  
詳細につきましては、決定次第改めてご案内させていただきます。